ふるさと納税に係る寄附金控除の 申告漏れにご注意ください

問合せ 税務課市民税係

平成29年中に都道府県・市区町村に対する寄附金 (ふるさと納税)をし、ワンストップ特例の適用を 申請している人で、次のいずれかに該当する場合は、 すべてのふるさと納税にかかる寄附金を含めて申告 する必要があります。

●平成29年分の医療費控除などの申告をする人

医療費控除などの適用を受けるため、申告をする 場合は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさ と納税にかかる寄附金についても、医療費控除など と併せて申告をする必要があります。

●ふるさと納税先が6団体以上ある人

ふるさと納税ワンストップ特例とは

27年4月1日以降にふるさと納税を行った場合、申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先に申請することにより、申告をしなくても寄附金税額控除を受けることができます。

平成30年度 確定申告相談会のお知らせ



東海税理士会による確定申告相談会(無料)を開催します。確定申告に必要な書類(マイナンバーがわかるものを含む)を持参してご来場ください。

とき 2月16日出 10時~16時30分

ところ 刈谷市総合文化センター

対象 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。詳しくは東海税理士会刈谷支部ホームページをご覧ください。

定員 40人 (予約優先)

※当日、相談会場にて10時から当日受付の整理券を配布します。

申込み 東海税理士会刈谷支部(☎77-3636)

医療費節約にご協力ください

問合せ 国保年金課国保係

市国保では医療費が年々増加しています。今のまま増え続けると、医療費の財源である保険税の負担が大きくなります。日ごろから健康に注意し、次のことを守って医療費の節約に心がけましょう。

①かかりつけ医をもちましょう

自分や家族の健康状態を把握してくれているかかりつけ医がいると安心です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。必要に応じてほかの医療機関や専門医を紹介してくれます。



②病院のかけ持ちはやめましょう

同じ症状で複数の医療機関にかかると、同じような検査や処置が行われ、医療費が増加するばかりでなく、検査や薬の重複などで体に悪影響を与えてしまう心配があります。



③時間外受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急 医療機関は緊急性の高い患者の ためのもので、医療費も高く設 定されています。緊急時以外は 平日の時間内に受診することを 心がけましょう。



④薬の適切な用量・用法を守りましょう

薬は飲み合わせによって、副 作用が生じる恐れがあります。 服用中の薬を医師や薬剤師に伝 え、不要な薬をもらわないよう にしましょう。



⑤定期的に健康診断を受けましょう

定期的に健康診断を受けることで、病気を重症化するまえに 早期発見し、医療費も安く抑えられます。



⑥ジェネリック医薬品を利用しましょう

特許期間を過ぎた新薬と同じ 効能・効果を持つジェネリック 医薬品なら、費用が安くなるこ とがあります。医師または薬剤 師に相談してみましょう。

